



わたしの研究 ⑤⑩

テーマ

ソーシャルワークにおける アドボカシー

本研究所嘱託研究員 岡村 ゆかり
(相談援助専門職論)



みなさんは、ソーシャルワーカーという職業をご存知でしょうか。社会福祉分野における相談援助専門職です。私は、学部生の頃に受講した社会

福祉援助技術論という講義において、医療機関ではたらくソーシャルワーカー（Medical Social Worker：以下MSW）の存在を知り、興味を持ちました。卒業後、幸運なことにMSWとして働く機会に恵まれました。ソーシャルワークの歴史なども学んでいたはずですが、当時の私は、なんとなくMSWを新しい職業と認識していたように思います。しかしながら実際には、直属の上司は何十年も前から医療機関の相談援助職をされていたのです。ベテランのMSWの導きのおかげで、ソーシャルワーカーとしての心構えなど、多くのことを学ぶことができ、あらためて「ソーシャルワーカーとは何か」と考えさせられたものでした。

医療機関には医師をはじめ多くの専門職が存在します。MSWもチームケアの一員としてその役割を担っているのですが、当時は「MSWってなにをする人なの?」としばしば尋ねられました。療養期間における社会的・心理的・経済的な問題の解決や調整援助、受診・受療の援助、退院や社会復帰の援助、地域活動などを職務としているということ、拙いながらも説明するのですが、理解を得るのは時間がかかりました。MSWの認知度の低さを痛感させられたものです。そういうものかなと思う一方で、なぜという思いに加えて、少しの苛立ちがありました。というのも、病棟での相談、外来での相談、電話での相談など、相談内容もむずかしいものが多く、忙しい日々を送っていたからです。（忙しいから苛立っていたわけではありません。仕事あるいはMSWとしての役割に理解を得られていないという点においてです。）

そうした経験を重ねるにつれて、専門職というものへの関心が高まり、ソーシャルワーカーの専門性などを考えるようになりました。修士課程では障害児者福祉論のゼミに所属していましたので、障害などによって意思表示が難しいとされる人々の存在を意識しながら、ソーシャルワークにおけるアドボカシー（advocacy）に着目するようになりました。アドボカシーは権利擁護と訳されることが多いのですが、クライアントの利益や権利を守るソーシャルワーカーの役割・機能とされています。このソーシャルワークにおける専門性をアドボカシーの観点から考察する

ことを修士課程の研究テーマとしました。

わが国では1990年代以降、社会福祉基礎構造改革や福祉サービス利用者への権利侵害事件の顕在化などを契機に、ソーシャルワークにおけるアドボカシーへの関心の高まりがみられます。たとえば、顕在化した福祉サービス利用者への権利侵害事件には、知的障害者入所施設において、施設長が中心となって複数の入所利用者を暴力による抑圧と薬漬けにすることによって管理し、入所者の家族からは一律800万円の寄付金を拠出させていたというものがあります。そのほかにも、経営者が知的障害をもつ十数人以上の従業員に対して、日常的に暴力をふるい、性的虐待を加え、さらには数年以上にわたって行政から雇用助成金を搾取していた、といった事件などもあります。このような凄惨な現実を背景に、ソーシャルワーカーは組織内アドボカイトとしての役割を期待されているのです。

しかしながら、ソーシャルワークにおけるアドボカシー研究において、あるジレンマが指摘されています。クライアントの利益と組織の利益が対立する場合に、ソーシャルワーカーはどちらを優先させるか迷うというものです。わが国のソーシャルワーカーの多くは、私が医療機関に所属していたように、なんらかの組織に所属しています。組織（あるいは経営者）の意向を無視してクライアントの利益を優先させるという行為は、それが専門的な知見からも、あるいは道義的に正当化される行為であったとしても、自らの職を失うことにつながりかねません。ソーシャルワ

ーカーはかかるジレンマを抱えながら、目の前の現実に向き合っているのです。

1915年にボルチモアで行われたA.フレックスナーによる「ソーシャルワークは専門職か?」という講演においてソーシャルワークの専門性が否定され、100年が経とうとしています。この間、ソーシャルワーカーの専門性の向上を意図して、様々な取り組みがなされました。とりわけ、1969年に全米ソーシャルワーカー協会によって公表されたアドボカシーに関する特別委員会の報告書は注目に値します。アドボカイトとしてのソーシャルワーカーの第一義的責任は所属組織ではなくクライアントに対して負うものであり、そのような実践に対して支援を行うとして、ソーシャルワークの公共性を社会に訴えたのです。しかしながらソーシャルワーカーは、現代においてもクライアントと組織の利害の調整に苦慮しており、真の意味で専門職といえるのかどうか（専門職の定義にもよりますが）、自らの経験に鑑みてもはなはだ疑問です。ソーシャルワーカーの専門性は否定されてしまうのでしょうか。

繰り返しますが、多くのソーシャルワーカーが抱えているジレンマは、今日なお解消されていません。それが専門性に起因する問題なのか、そうでないのか、いまだ十分に議論が尽くされていないといえます。したがって、なぜジレンマが発生し、解消が困難なのか、その因果関係を探る努力こそが、A.フレックスナーの問題提起に応えることであり、私の研究なのです。